
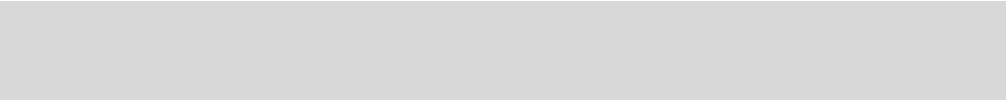


埼玉県ユニバーサルデザイン
推進基本方針



埼玉県

目次

1 彩の国さいたまからのメッセージ……………	1
――基本方針の目指すもの	
2 ユニバーサルデザインについて	
(1) ユニバーサルデザインとは……………	3
(2) バリアフリーとユニバーサルデザイン……………	4
(3) すべての人のためには自分のために……………	5
(4) 構想・計画の段階が重要……………	6
3 どうして埼玉でユニバーサルデザインを ――策定の背景	
(1) 若い県だからこそユニバーサルデザインを……………	7
(2) 国境を越える人・物・情報……………	10
(3) 福祉のまちづくりからの新たな展開……………	12
(4) できあがったら末永く使いたい……………	13
(5) 真に暮らしやすい思いやり社会の実現……………	14
4 ユニバーサルデザインでねらうもの ――主要目標	
(1) ユニバーサルデザイン推進マインド（気運）の醸成……………	16
(2) 毎日の暮らしやすさを点から線に……………	16
(3) まち、施設、物（製品）、環境、サービスづくりへの参加を…	17
(4) 個人を尊重し、心地よい埼玉づくり……………	18

5 ユニバーサルデザインを進めるための手だて——展開施策

- (1) みんなで進めるユニバーサルデザイン …………… 20
- (2) 安全、安心して移動できる環境づくり …………… 23
- (3) だれにもやさしいまちづくり …………… 25
- (4) 訪れる人に配慮した施設づくり …………… 27
- (5) いきいき豊かな暮らしづくり …………… 29

6 ユニバーサルデザインによる社会の実現のために

- (1) 県における進め方 …………… 32
- (2) 市町村に期待する役割 …………… 32
- (3) 国に期待するバックアップ …………… 33
- (4) 企業・団体に期待する役割 …………… 34
- (5) 県民への期待 …………… 34

1 彩の国さいたまからのメッセージ

——基本方針の目指すもの

年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人々が心豊かに暮らしやすい社会。そうした社会の実現には、自分ばかりでなく、周囲の人たちにも深く配慮する「思いやり」をもととした、いろいろな面での働きかけが求められます。それは、心の中だけではなく、形に表すことにより生きてきます。

ユニバーサルデザインは、「すべての人に対する思いやりの心」を実際にまち、施設、物（製品）、環境、サービスなどの形にするという願いをもとに生まれた考え方・方法です。

すべての人に対する思いやりの心を形にすることは簡単ではありません。そのためには、すべての人とはどういう人なのかを知らなくてはなりません。例えば、階段の上り下りに苦勞する高齢者、ちょっとした段差を越えにくい車いすを使用している人、大人とは視線の高さが違う子供たちなどが生活していることを知り、考え、意

見を聞くことが大切です。

埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針は、こうした「すべての人に配慮して、計画・設計するユニバーサルデザイン」を埼玉県政に幅広く活用することはもとより、市町村行政や企業、県民の活動に広く普及し、定着を進め、お年寄りや障害を持つ方々、これからを担う若い人など、だれもが自由に活動できる埼玉づくりを目指すものです。

2 ユニバーサルデザインについて

(1) ユニバーサルデザインとは

「ユニバーサルデザイン」の「ユニバーサル」は「すべての」、「デザイン」は「計画・設計」という意味です。

この二つを組み合わせた「ユニバーサルデザイン」は、すべての人に配慮して計画・設計することによって、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざまな人に配慮して、はじめからすべての人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくらうとする考え方です。

(2) バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとユニバーサルデザインとは、どう違うのでしょうか。

バリアフリーは、社会に存在するさまざまなバリアー（障壁）を取り除いていこうという考え方で、施設の改善などをはじめとして、高齢者・障害者の社会参加のため、大きな成果を果たしています。

これに対し、ユニバーサルデザインは、はじめから高齢者・障害者などできるだけ幅広い人々を想定し、計画・実施することにより、バリアーを最初から限りなく少なくしていこうという考え方です。

最初から、バリアーのないよう計画・実施すれば、だれもが望む解決策を見つけることもできますし、費用も余分にかかりません。

こうした、違いはありますが、バリアフリーとユニバーサルデザインは、高齢者・障害者などをはじめ、だれ

もが参加しやすく、暮らしやすい社会をつくるということで、目指す目標は同じといえます。

(3) すべての人のためには自分のために

ユニバーサルデザインは、すべての人に対する配慮を持って進めるという考え方ですが、それは実は自分のために進めるものです。

「私は決して歳をとらない」と思っている人はいないでしょう。私たちはいつかは老いていきます。また、障害を持つ可能性も否定できません。

高齢者になったとき、もし障害者になったときを思い、計画し、設計することが大切です。

ユニバーサルデザインの推進は他人事ではないのです。

(4) 構想・計画の段階が重要

ユニバーサルデザインは、まち、施設、物（製品）、環境、サービスをつくるなど、物事を進めるときの基本となる考え方であり、これらの構想や計画を練る段階から考慮されるべきものです。こうしてできあがった、まち、施設、物（製品）、環境、サービスなどは、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、だれもが共に利用し、楽しめるものになります。

ユニバーサルデザインの考え方は、具体的な成果だけではなく、それが成立する過程、すなわち一人でも多くの人に使いやすい、まち、施設、物（製品）、環境、サービスを実現させるためのプロセス（過程）と姿勢を大切にします。つまり、一人でも多くの人にとって利用しやすいまちや施設、使いやすい物（製品）、心地よい環境やサービスになるよう配慮することであり、そのために多様な人々の参画を得て、共に努力することです。

3 どうして埼玉でユニバーサルデザインを ――策定の背景

(1) 若い県だからこそユニバーサルデザインを

2015年10月1日現在の埼玉県民の平均年齢は45.4歳です。これは全国でも有数の若い県です。

埼玉県は、若い県ですが、その全人口は全国で5番目であり、これから仲間入りする65歳以上の高齢者の数はたいへん大きいものがあります。

2015年の国勢調査では高齢者人口が約180万4千人で、県人口に占める割合は24.8%です。この割合は、全国で6番目に低い数字です。

しかし、今後、急速に高齢者の割合が増加することが予想されています。2025年の埼玉県の高齢者人口は約203万4千人と予想され、2015年から10年間

で約23万人増加することになります。平均すると埼玉県では、これから毎年高齢者が約2万3千人増える計算となります。

高齢化を目前に控えた若い県、これが埼玉県の姿です。

今は、まだまだ活力のある県だからこそユニバーサルデザインの考え方が必要です。

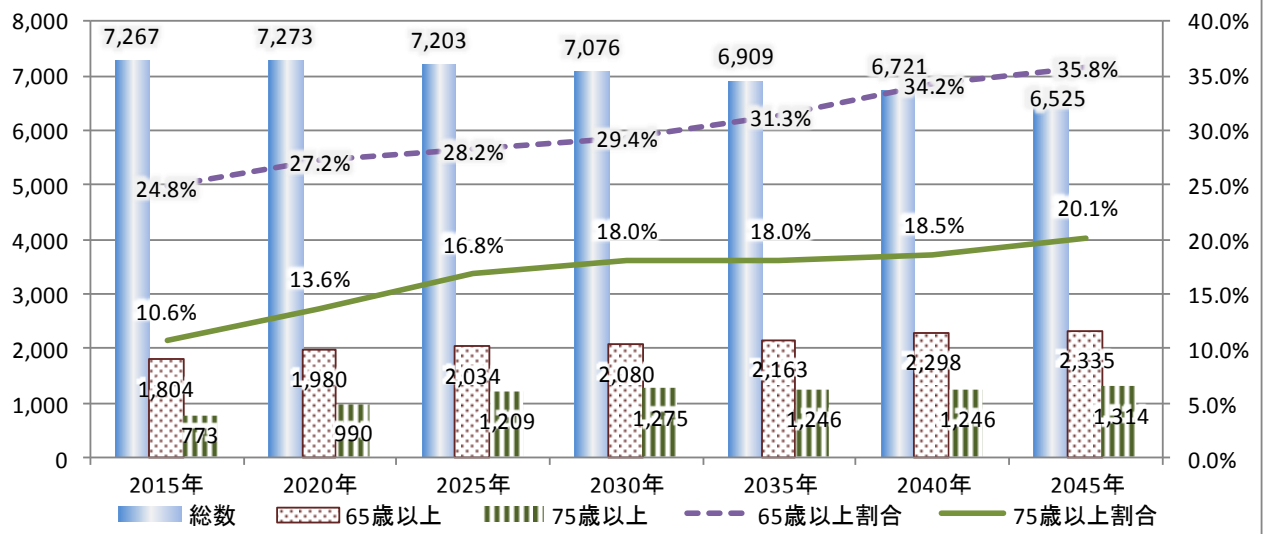
そして、若い人たちが主役となって、ユニバーサルデザインを意識し、物事を行うことが、何より大切です。

埼玉県にはこれからつくられる、まちや施設、物（製品）がたくさんあります。このそれぞれにユニバーサルデザインの考え方が行き渡ることによって、人々が訪れやすく、魅力あるまちや施設、使いやすい物（製品）、心地よい環境、サービスが増えていきます。

ユニバーサルデザインの考え方を広めることで、20年、30年経った埼玉県は、思いやりを形にした大きな変貌を遂げるでしょう。

(千人)

埼玉県における将来推計人口



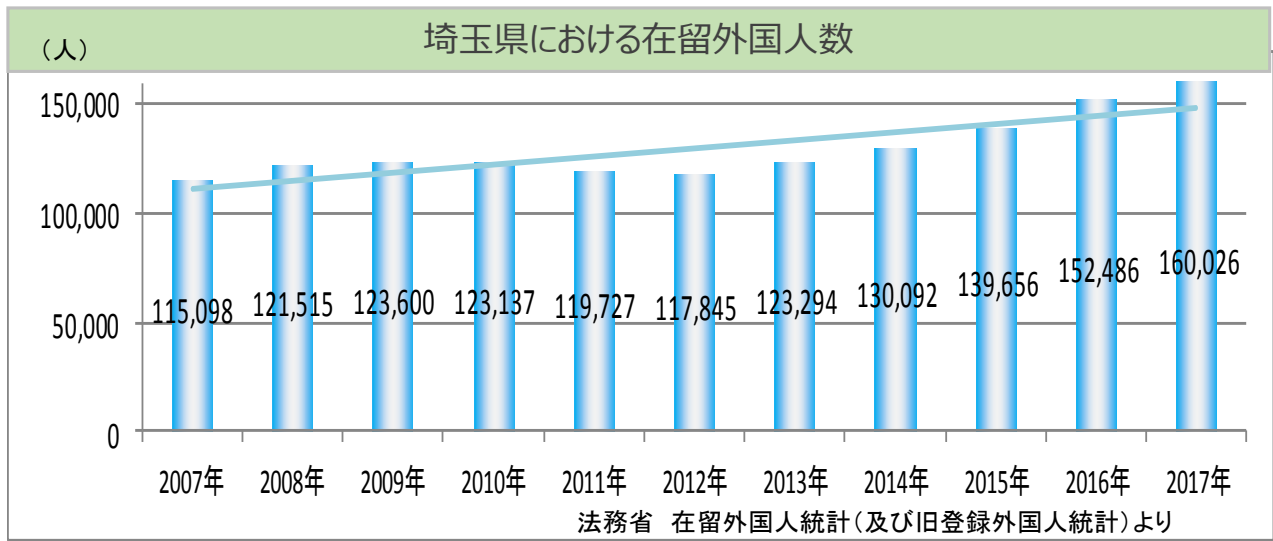
国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』より

(2) 国境を越える人・物・情報

情報通信技術の進展や交通・運輸手段の高度化により、国境を越えた人・物・情報の交流が拡大し、社会、経済、文化のあらゆる面で国際社会の相互関係が深まっています。

これに伴い、県内の在留外国人の人数は、2007年から2017年までの10年間で約1.7倍に増加し、2017年6月現在で約16万人と県の人口の2%を超えるに至っています。

国籍や言葉、文化の違いにかかわらず、だれもが県民の一員として尊重され、豊かさを享受できる地域社会づくりが求められています。



(3) 福祉のまちづくりからの新たな展開

埼玉県では昭和48年度に「住みよい福祉の街づくり事業」を開始し、「障害者等の住みよい福祉の街づくり推進指針」を策定しました。

その後、平成元年には、この指針の見直しを行い、障害者にとって住みよいまちはだれにとっても住みよいまちであるとの視点に立ち、「埼玉県みんなが住みよい福祉のまちづくり推進指針」として改定し、平成5年には「彩の国さいたまの住みよい福祉のまちづくり推進指針」として再改定しました。そして高齢者や障害者をはじめ、すべての県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して、「埼玉県福祉のまちづくり条例」(*1)が平成7年3月に制定されました。

このように、埼玉県では、福祉のまちづくりという名称で、かねてからすべての人に安全で快適に生活できるまちづくりを積極的に進めてきています。

こうした中でも「ユニバーサルデザイン」の考え方と同様に、はじめからすべての人に配慮して、まち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくることの重要性が認識され、実施されてきました。

（４）できあがったら末永く使いたい

これからの社会づくりは、いかに限りある資源を有効に利用していくかが大切です。

特に、多額の投資を必要とする社会資本は今後数十年という長期の利用が予定されています。こうした社会資本の整備にあたっては、できるだけさまざまな利用者の参画を得て、検討し、完成後の改修などをできる限り少なくすることが、資源の有効利用につながります。

また、物（製品）づくりも同様です。末永く愛着を持って使ってもらう工夫をもとに、幅広い人々が使用できる物（製品）をつくることが重要です。

一度できあがったまち、施設、物（製品）などが末永く使われるためにもユニバーサルデザインの考え方が必要です。

（５）真に暮らしやすい思いやり社会の実現

現代においては、ともすれば薄れていく人と人との結びつきを強くすることが重要になります。他人に対する深い思いやり、相手の立場の尊重、さまざまな状況の人々がお互いを理解しあうことが大切です。

今、あらためて問われていることは、人々の心と心の結びつきです。埼玉県は人口、経済規模とも全国でも有数の底力のある県です。埼玉県の実力を十二分に発揮するためにも、「心のバリアフリー」を進め、すべての人が相互に理解を深めて、心がお互いに通い合うようになることが大切です。

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相

互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現することが大切です。

「心のバリアフリー」を進めるに当たっては、多様な人々の社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという認識、障害者など（またはその家族）への差別を行わないよう徹底すること、自分とは異なる条件を持つ多様な人々とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことが必要です。

ユニバーサルデザインの考え方が広く浸透することにより、すべての人が真に暮らしやすい思いやり社会が実現できるのです。

4 ユニバーサルデザインでねらうもの ――主要目標

(1) ユニバーサルデザイン推進マインド（気運）の 醸成^{じょうせい}

ユニバーサルデザインは、だれもが、いつでも取り組めるものです。県民の皆さん一人一人が、主役と言えます。一人一人が多様な人々に配慮し、ユニバーサルデザインの視点で物事を考え、見直す、ユニバーサルデザイン推進マインド（気運）を醸成します。

(2) 毎日の暮らしやすさを点から線に

毎日の暮らしを、連続的に快適に過ごせる環境づくりに努めます。あるひととき、ある場所だけでなく、起床から就寝まで、自宅から職場までなど、連続的に暮らし

やすいまちや施設づくりを目指します。いつどんなときも訪れやすく居心地のよいまちづくりを進めます。

(3) まち、施設、物（製品）、環境、サービス づくりへの参加を

まち、施設を造る、物（製品）を作る、環境やサービスを創造するときなど、何か事を起こそうとするとき、さまざまな人々の参加を促進することが、ユニバーサルデザインを進めるためには重要です。作り手や計画者と県民との出会う場を多くして、コミュニケーションを図り、より良いまち・施設・物（製品）・環境・サービスづくりを進めます。

また、参加を図るために必要なことは情報の公開です。情報の公開があって、はじめて参加を促進することができます。

そして、情報の公開があり、さまざまな人の参加を経

てつくられた、まち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをきちんと評価することが大切です。

こうした評価が、次のまち、施設、物（製品）、環境、サービスづくりなどに反映され、より発展していきます。

（４）個人を尊重し、心地よい埼玉づくり

ユニバーサルデザインを進めるには、人間が第一という考えを持つことが大切です。障害者、高齢者、子供、妊婦などさまざまな人がどのように行動し、利用するのかを考えなくてはなりません。また、障害者だけでも、身体、知的、精神などさまざまな障害の形があります。多様な個人がどのような状況にあり、行動をするのかを認識し、個人を尊重し、分け隔てない埼玉づくりを進めます。

また、かつて、まちや物（製品）をつくるときは、健康な人を平均像として設計されるのが普通でした。

しかし、健康な人だけが、まち、施設、物（製品）を使い、環境、サービスを享受する訳ではありません。また、今、健康な人であっても、それはたまたま今だけかもしれないかもしれません。健康な人しか豊かに過ごせない埼玉であってはなりません。大切なことは、すべての人が心地よく過ごせることです。

高齢者や障害者に配慮することはもちろん、だれにとっても、快適で、安心して住むことができ、さらに、若者たちにとっても魅力があり、訪れる人にとっても美しく行ってみたいと思われる埼玉づくりを進めます。

5 ユニバーサルデザインを進めるための 手だて――展開施策

(1) みんなで進めるユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインについての教育の推進

学校教育の中で「心のバリアフリー」をテーマとした授業や、他人を思いやる心など豊かな人間性を育てていくための奉仕活動・体験活動を通じて、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

また、生涯学習の場においてもユニバーサルデザインに関する学習機会の充実に努めます。

ユニバーサルデザイン県民運動への発展

ユニバーサルデザインによる埼玉県づくりを推進するためには、県だけの取組ではなく、県民、市町村、企業、各種団体などが一体となって取り組んでいく必要があります。機会を捉えて普及を図るなど、ユニバーサルデザインが更に全県的に展開されるよう取り組んでいきます。

ふれあう心の交流の推進

だれもが住みよいまちづくりを進めるため、すべての人が相互に理解を深める「心のバリアフリー」を進め、障壁（バリア）そのものがなく、困っている人に自然に手を貸すことができるような「心のユニバーサルデザイン」を推進します。

県民の参加手法の導入

ユニバーサルデザインの推進には、行政と県民が情報を共有し、相互に理解し合うことが必要です。施設などにおけるユニバーサルデザインの配慮についても、情報公開を積極的に進め、県民が参加できる手法を導入します。

また、事後の評価も、県民参加で進めていきます。

普及啓発活動・情報提供の推進

ユニバーサルデザイン考え方の普及のため、講演会の開催、広報の活用、ホームページへの掲載、広報物の作成などさまざまな機会をとらえて啓発活動を行います。

また、ユニバーサルデザインに関する研究・情報収集や蓄積した情報の提供を進めます。

あわせて、ICTの活用をはじめ、多様な媒体で、わか

りやすく伝わるよう、情報提供のユニバーサルデザインも推進します。

(2) 安全、安心して移動できる環境づくり

だれもが使いやすい公共交通機関づくり

高齢者や子供、障害者などだれもが快適に安心して公共交通機関を利用できるよう、駅のエレベーターやホームドア、駅周辺道路の整備を進めるなど、交通の結節点である駅と駅周辺のユニバーサルデザインを促進します。

また、ノンステップバス(*2)やユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

だれもが歩きやすい道づくり

埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者、車いすの方々をはじめ、だれもが安心して移動できるように幅が広く段差がないなど、移動することに負荷の少ないように配慮した歩道空間の整備を進めます。

わかりやすい案内表示の設置

不特定多数の人が出入りする公共施設などでは、音声や文字情報に加え、一見してその表現内容を理解できる図記号を使用するなど、見やすく、わかりやすい案内表示の設置を進めます。また、必要以上に性別による区別を行わないなど男女共同参画の視点にも配慮します。

(3) だれにもやさしいまちづくり

安全・快適なまちづくり

駅前などの市街地再開発事業(*3)や土地区画整理事業(*4)の実施にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、施設整備を行うことにより、高齢者、障害者などすべての人にやさしいまちづくりを促進します。

だれもが楽しめる公園づくり

容易にアクセスでき、分かりやすい案内表示を行い、また、障害者や高齢者にも配慮した散策コースづくりなどだれもが快適と感じる、訪れやすく、楽しめる公園づくりを進めます。

だれもが安心して住むことができる住まいづくり

住む人が、住み慣れた地域や環境の中で、家族や親しい隣人とともに、住み続けることができる安心で安全な住まいづくりを進めます。

都市・農村交流の促進

ユニバーサルデザインに配慮した農山村内の道路などの生活基盤や農村公園・市民農園などの交流施設の整備を行い、都市と農村の交流を進めます。

(4) 訪れる人に配慮した施設づくり

人にやさしい建物づくり

埼玉県福祉のまちづくり条例の遵守など、高齢者や障害者をはじめすべての人にとって使いやすいよう配慮された建築物の整備を進めます。

ユニバーサルデザインに配慮した県有施設づくり

県有施設などの整備、改修に当たっては、だれもが快適に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを進めます。

みんながすごしやすい教育施設づくり

県立高等学校におけるエレベーターやスロープの設置、多目的トイレの改修を行うなど教育施設におけるユニバーサルデザインを推進します。

だれもが気軽に立寄れる警察施設づくり

だれもが安全で安心して暮らせる犯罪のない良好な住環境を確保するため、警察署や交番を整備するとともに、高齢者・障害者などに対応するためスロープ、手すり、エレベーターを設置するなど来庁者サービスの向上を図ります。

だれも見たい・行きたい・遊びたい観光地づくり

多くの人々が利用しやすい観光施設の整備など、自然、歴史、文化、祭り、県産品など県内の数多くの観光資源を活かしたユニバーサルデザインに配慮された観光地づくりを進めます。

(5) いきいき豊かな暮らしづくり

ユニバーサルデザインに配慮したサービスや製品の提供

誰もが何度でも訪れたいくなる観光地、商店街などの整備を促進するほか、産・学・行政が連携しユニバーサルデザインを積極的に取り入れたサービスや製品開発を支援します。

ユニバーサルデザイン製品展示の充実

社会福祉総合センター(*5)内にある介護すまいる館(*6)におけるユニバーサルデザイン製品展示の充実や企画展示の開催などを推進します。

ユニバーサルデザインに配慮したイベントの実施

県主催のスポーツイベントや講演会、文化的催しなどの開催にあたっては、高齢者や障害者、子供連れなど多様な人々の参加を想定した運営に配慮します。

利用しやすい電子県庁の推進

自宅やオフィスから行政手続を行うことのできる電子申請システムなど、すべての人が利用しやすいシステム

の運用を推進します。

多様な人に配慮した防災体制の整備

高齢者、乳幼児、妊婦、障害者、外国人などの災害弱者が、災害時に安全を確保できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した情報提供、避難所や避難場所の整備を行うなど防災体制の整備を進めます。

6 ユニバーサルデザインによる社会の実現のために

(1) 県における進め方

県においては、実施するすべての施策をユニバーサルデザインの視点において総点検するとともに、推進体制の拡充強化に努め、埼玉県での中心的役割を果たします。

また、ユニバーサルデザインの考え方の普及について、他の都道府県、有識者などと連携し、市町村、企業、県民などを積極的に支援します。

(2) 市町村に期待する役割

住民にとって最も身近な自治体である市町村においては、多様な人々に配慮するユニバーサルデザインの考え

方に基づき、行政を推進することが大切です。市町村のさまざまな施策展開においてユニバーサルデザインについて配慮することを期待します。

また、ユニバーサルデザインの実現にとって重要である構想・計画段階における住民参加について、今後とも幅広く推進することを期待します。

(3) 国に期待するバックアップ

国の各機関については、ユニバーサルデザインに関する制度づくりや仕組みづくり、先導的事業の実施など、幅広い視点からの施策推進に取り組むことを求めます。

また、個別の実施策についても、ユニバーサルデザインに配慮して推進することを期待します。

特に、まちづくり、公共交通に対する充実措置や製品開発に対する支援など、自治体や企業が行うユニバーサルデザイン関連事業に幅広くバックアップすることを期

待します。

(4) 企業・団体に期待する役割

県内企業や団体についてはユニバーサルデザインの考え方を取り入れた企業経営、店舗づくり、製品づくりに取り組むことが必要です。

特に不特定多数と接客をする企業・団体については、サービスのあり方について、さまざまな人の意見を積極的に聞くなどの配慮を期待します。

(5) 県民への期待

すべての人に対する思いやりを形にするといっても、まち、施設、物（製品）、環境、サービスのユニバーサルデザインには限界があります。なんといっても、人の

心を動かし、人を助けることができるのは人の心と行動です。真のユニバーサルデザインの目標は、すべての人々が「思いやり」の心を持ち、困っている人に手を差し伸べることです。

県民の皆さんがユニバーサルデザインの考え方を理解し、すべての行動を「思いやりを形に」して、実行することを期待します。

また、ユニバーサルデザインの進展に重要な役割を担うNPO活動やボランティア活動などに、多くの県民の皆さんが参加され、協力されることを期待します。

用語解説

*1 埼玉県福祉のまちづくり条例

平成7年（平成12年及び16年一部改正）に制定された条例で、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現のため、建築物ほか、公共交通機関等の施設、公園、路外駐車場の整備基準が定められています。

*2 ノンステップバス

誰でも乗り降りしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ（段差）をなくしたバスです。

*3 市街地再開発事業

既成市街地における土地の高度利用や都市機能の充実を図るため、地区内の建築物を取り壊し、公共施設や建築物などの整備を行う事業です。

*4 土地区画整理事業

土地所有者の方などと市町村や組合などが一緒にまちづくりの計画を行い、その計画に沿って、一定の区域を定めて道路や公園の用地や事業費を生み出すための土地を公平に

出し合い（「減歩」（げんぶ）といいます）、道路・公園や宅地を総合的に整備し、安全で快適な生活環境のまちづくりを行う事業です。

*5 社会福祉総合センター

平成13年4月にさいたま市にオープンした施設で、社会福祉活動の拠点として、社会福祉に関する人材の養成や、社会福祉に関する情報の収集及び提供を行っています。

*6 介護すまいる館

社会福祉総合センター1階に設置されています。福祉用具の展示や相談などのほか、ユニバーサルデザインの考えをもとにした製品を展示しています。